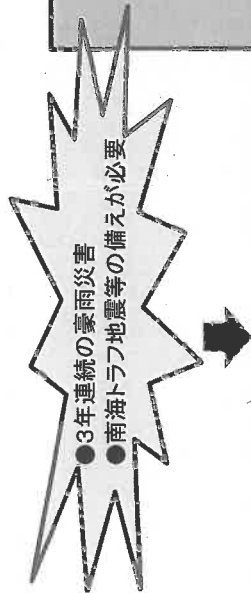


災害からの安全な京都づくり条例の体系図



これまでの制度や施策を超えた対策が必要

方向性

ハード・ソフト両面から府民の総力を挙げた取組

- ・ハード・ソフト両面から徹底した基盤整備を実施
- ・府及び府民等が協働して防災対策を推進

補完・具体化

- 災害に備える事前対策を規定
- 各防災対策ごとに、府の施策及び府民等の取組を明確化して規定

法的根拠

京都府地域防災計画
府その他防災関係機関が行う具体的施策を規定

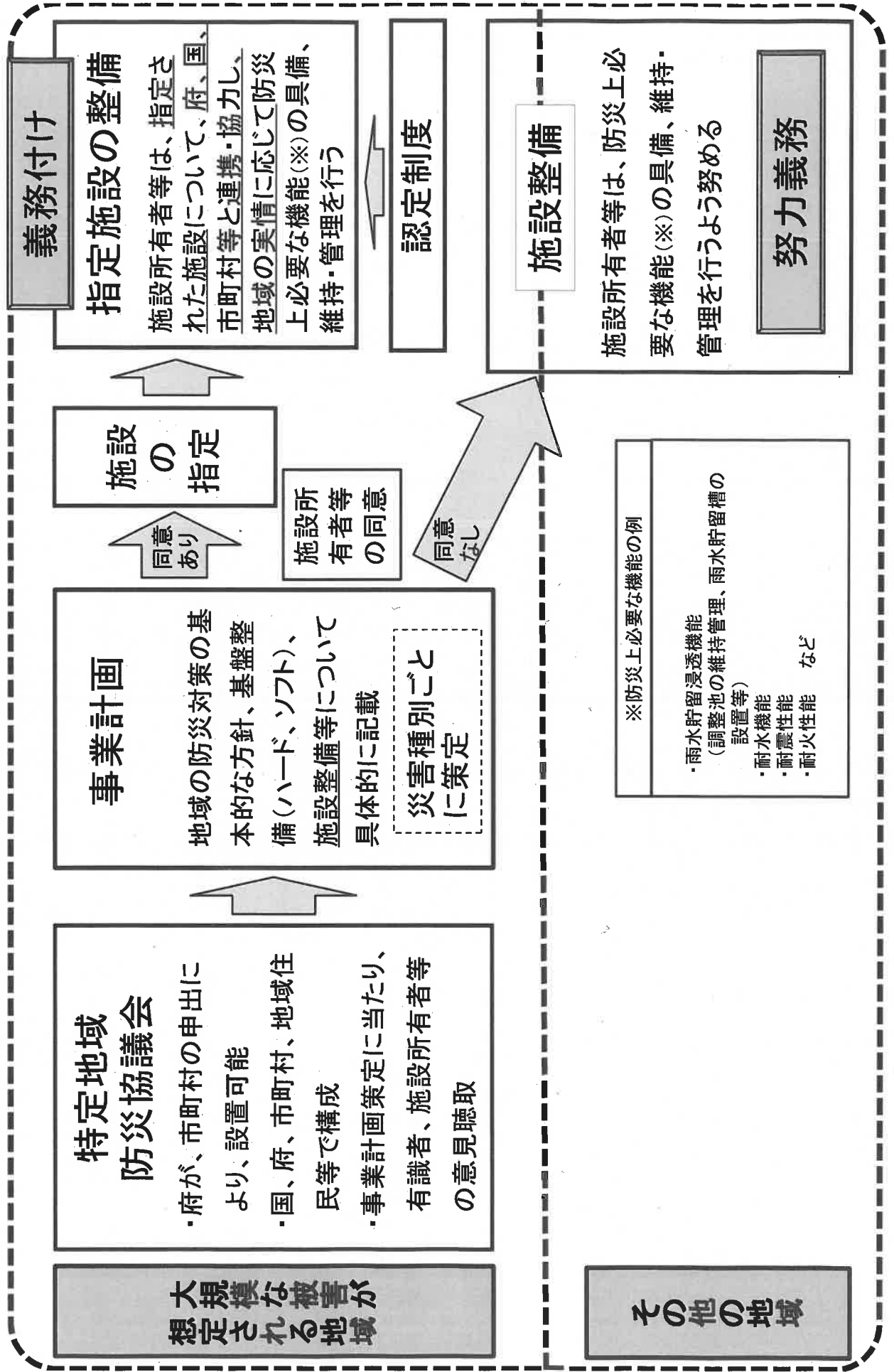


災害対策基本法

災害からの安全な京都づくり条例

1 総則			
目的	○府民の生命、身体及び財産を災害から保護 ○府民が安全に暮らすことができる京都府を実現		
基本理念	○災害危険情報の共有するまちづくりの推進	○地域防災力の向上	○被害が発生した場合の体制の構築
2 災害危険情報の共有	<p>①府による災害危険情報の整備、公表</p> <p>○府は、災害危険情報の整備・公表</p> <p>②府民等による災害危険情報の把握等</p> <p>○府民、自主防災組織、事業者はあらかじめ災害危険情報を把握▲</p> <p>○府民、自主防災組織は防災マップの活用や避難場所等を確認し、安全確保の検討▲</p> <p>○事業者は、従業員等の安全確保計画を作成▲</p> <p>○地域住民、従業員等に周知</p>		
3 災害に強いまちづくり	<p>④総合的治水対策</p> <p>○河川下水道対策▲</p> <p>○雨水貯留浸透対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の開発行為には調整池設置■ ・雨水貯留浸透施設の設置 ・森林の適正管理▲ ・土地の治水機能の維持等▲ <p>○浸水被害軽減対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物の耐水機能の確保▲ ・排水機場等の適切な操作 ・ため池の決壊の防止等▲ <p>⑤地震・津波等の防災対策</p> <p>○建築物の安全性の確保▲</p> <p>○公共施設の安全性の確保▲</p> <p>○屋内家具等の安全性の確保▲</p> <p>○工作物等の安全性の確保▲</p> <p>○指定等文化財建造物の安全性の確保等▲</p>		
4 災害に強い人づくり	<p>⑧自主防災組織等の活動促進</p> <p>○自主防災組織等は、消防団等と連携して、危険箇所の把握、有用情報の調査、防災マップの作成、防災訓練の実施、地区防災計画の策定の作成、▲</p> <p>○府は、市町村と連携して、自主防災組織等の取組を支援</p> <p>⑨自主防災組織等への参加促進</p> <p>○府民等は、自主防災組織を結成・参加、消防団に参加▲</p> <p>○府は協力、支援</p>		
5 災害発生時の体制づくり	<p>○被害者の基本的人権を尊重</p> <p>○要配慮者、男女共同参画の視点に配慮</p> <p>○備蓄の推進、物資の輸送▲</p> <p>○避難行動要支援者への支援等▲</p> <p>○帰宅困難者等に対する措置等▲</p> <p>○事業継続計画等</p> <p>・京都BCPの推進▲</p>		
6 雑則	<p>○財政上の措置</p> <p>○立入検査</p> <p>○市町村条例との関係</p> <p>○規則への委任</p>		
7 罰則	<p>【凡例】</p> <p>■：義務</p> <p>▲：努力義務</p>		
⑦指定施設の指定等	<p>○府は、事業計画を踏まえ、施設所有者の同意を得て特定防災対策を実施する施設を指定</p> <p>○府は、指定施設について認証</p> <p>○施設所有者は必要な措置を実施■</p>		
⑥特定地域防災協議会	<p>【国、府、市町村等で構成】</p> <p>○府が、市町村の申出により、設置可能</p> <p>○災害種別に応じた事業計画を作成</p>		
③宅地建物取引業者に係る特定災害危険情報の提供、把握	<p>○府は、宅建業者に特定の災害危険情報を提供</p> <p>○宅建業者は災害危険情報を把握■</p>		

特定地域防災協議会の設置から指定施設の指定までの流れ



○災害からの安全な京都づくり条例（平成 28 年京都府条例第 41 号）

（特定地域防災協議会等）

第 38 条 府は、大規模な災害が想定される地域（津波により生じる被害については、津波防災地域づくりに関する法律第 10 条第 2 項に規定する推進計画区域を除く。）について、防災対策を円滑かつ効果的に実施するため、市町村からの申出により、特定地域防災協議会を設置することができる。

- 2 特定地域防災協議会は、府、国、市町村、地域住民等により構成する。
- 3 特定地域防災協議会は、計画的な事業の実施を図るため、災害の種別ごとの事業計画を定めるものとする。
- 4 事業計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 防災対策の基本的な目標に関する事項
 - (2) 防災対策の実施に関する基本的な方針
 - (3) 防災に関する基盤整備及び施設整備に関する事項
 - (4) その他防災対策の実施に必要な事項
- 5 府は、第 3 項の事業計画が定められたときは、防災対策を行う市町村を支援するため、国と連携して、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるものとする。

（指定施設の指定）

第 39 条 知事は、前条第 3 項に規定する事業計画を踏まえ、建築物、工作物等その他施設（土地を含む。以下「建築物等」という。）の所有者又は管理者が、当該建築物等に雨水貯留浸透機能を備え、又は維持することその他の規則で定める防災対策（以下「特定防災対策」という。）を実施することが特に必要と認める場合には、当該建築物等を指定施設として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定しようとする施設の所有者又は管理者の同意を得るものとする。
- 3 知事は、第 1 項の規定による指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該指定施設に係る特定防災対策を告示するものとする。
- 4 知事は、第 1 項の規定による指定が促進されるよう、指定施設の所有者又は管理者（以下「指定施設所有者等」という。）の認証制度その他の必要な施策を実施するものとする。

特定地域防災協議会が作成する事業計画（イメージ）

項 目	記載内容（例）
1 計画の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画地域の特定 ・ 対象となる災害
2 計画地域の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害危険情報の状況 ・ 災害が起きやすい原因（地形等）
3 過去の被害発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生年月日、被害の概要
4 計画地域の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画地域の特徴やこれまでの取組等による課題
5 計画の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策の基本方針 ※数値目標は設定しない
6 計画の期間	
7 現状と対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、府、市町村、地域住民、民間施設等の取組の状況
【水害】 (1) 河川下水道対策 (2) 雨水貯留浸透対策 (3) 減災対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共建築物・大規模集客施設、排水機場・ポンプ場、ため池等
【土砂災害対策】 (1) 土砂災害警戒区域の指定推進状況 等	
【地震】 (1) 建築物の安全性の確保状況 (2) 公共施設の安全性の確保状況 等	
【ソフト対策】 (1) 防災講演会・研究会 (2) その他のソフト対策 (3) 自主防災組織による主な取組	
8 計画地域の主な課題及び目標に係る対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議によって実施するべきとされた具体的対策
9 対策の役割分担の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、府、市町村、地域住民ごとの役割分担の考え方
10 対策の内容と実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、府、市町村、地域住民ごとの対策の内容
11 今後の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本協議会を継続して進捗管理 等